

しょう ふうし 障がい福祉サービスガイド

いわ み ちょう ばん
【岩 美 町 版】



いわ み ちょう
岩 美 町

れいわ がつ
令和7年4月

も く じ

1. 障害者手帳に関すること

■身体障害者手帳	1
■療育手帳	1
■精神障害者保健福祉手帳	1

2. 年金、手当に関すること

■障害基礎年金	1
■障害厚生年金・障害共済年金等	2
■特別障害者手当	2
■障害児福祉手当	3
■特別児童扶養手当	3
■児童扶養手当	3
■心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成	5

3. 医療に関すること

～医療機関にかかるとき～

■自立支援医療（更正医療、育成医療、精神通院医療）の給付	5
■特別医療費助成制度（重度心身障がい者区分）	6
■特定医療助成制度（指定難病）	6
■後期高齢者医療制度	7

～医療機関にかかったあと～

■心身障がい者医療費助成制度	7
----------------	---

4. 障害者総合支援法による障害福祉サービスに関すること

■サービス利用までの流れ	7
■サービスの利用者負担	8
■利用できるサービスの種類	9
■利用できるサービスの種類（児童福祉法）	11

■地域生活支援事業	12
-----------	----

相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、

手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター、その他の事業（訪問入浴サービス、日中一時支援）

■日常生活用具給付等事業	12
--------------	----

■補装具の購入・修理に必要な費用の支給	20
---------------------	----

■軽・中度難聴児補聴器等購入費助成	20
-------------------	----

5. その他助成・減免・各種割引に関すること

■タクシー利用助成	21
-----------	----

■小規模作業所等通所費助成	21
---------------	----

■税金の減免	21
--------	----

■自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免	22
-----------------------------------	----

■自動車運転免許取得費助成	22
---------------	----

■自動車改造費助成	22
-----------	----

■J R・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引	23
-----------------------	----

■バス料金の割引	23
----------	----

■航空運賃の割引	24
----------	----

■有料道路通行料金の割引	24
--------------	----

■NHK放送受信料の減免	24
--------------	----

■携帯電話基本料金の割引	25
--------------	----

6. その他の支援に関すること

■ハートフル駐車場利用証の交付	25
-----------------	----

■ヘルプマークの配布	25
------------	----

■緊急通報装置の設置	25
------------	----

■避難行動要支援者登録	26
-------------	----

■メール119番通報・消防FAX119番通報・Net119緊急通報システム	26
---------------------------------------	----

■高齢者ファミリー・サポート・システム事業	27
-----------------------	----

■生活福祉資金貸付	27
■日常生活自立支援事業	27
■障がい福祉に関する主な相談窓口	28
■町内の障害福祉サービス事業所	28

1. 障害者手帳にすること

しゅべつ 種別	ないよう 内容	たいしょう 対象	ひつようしよるいどう 必用書類等
身体障害者手帳	身体障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に一定の障がいがある方	●申請書 ●指定医の診断書・意見書 ●証明写真（※縦4 cm×横3 cm、脱帽、上半身像、6か月以内に撮影したもの） ●マイナンバー確認書類
療育手帳	知的障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	知的機能に制約があり、同時に適応行動における障がいを伴う状態で、それが発達期（おおむね18歳未満）に現れた方	●申請書 ●証明写真（※身体障害者手帳に準ずる） ●マイナンバー確認書類 ※新規申請の場合、状況質問票
精神障害者福祉保健手帳	精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図る各種福祉サービスを受けるために交付されます。	一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活、または社会生活に制約のある方	●申請書 ●医師の診断書 （障害者年金受給者は年金証書の写しと直近の年金振込状況のわかる書類（年金振込通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し）および、精神障害者福祉保健手帳交付申請に係る同意書に変えることが可能な場合があります。） ●証明写真（省略可） ※身体障害者手帳に準ずる ●マイナンバー確認書類

【注意事項】・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡等された場合、手帳が不要になったときには速やかに返還してください。

- ・手帳を無くしたり、破損したため使えなくなったときは、再交付の手続きをしてください。
- ・住所、氏名、保護者名を変更した場合は届け出てください。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

2. 年金、手当にすること

■ 障害基礎年金

【年金額】 1級：年額1,039,625円+子の加算 2級：年額831,700円+子の加算（令和7年度）
子の加算 第1子・第2子 各239,300円 第3子以降 各79,800円

※年金額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

【対象】 国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診断を受けた日）のある病気やケガで、法定の障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある方、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日がある方（老齢基礎年金を繰上げ受給している方を除く）。

※障害年金の等級と身体障害者手帳、療育手帳の等級とは異なります。

【必要書類等】 担当窓口へお問い合わせください。

【注意事項】 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、支給要件（保険料納付要件など）を満たしていることが必要です。

【窓口】 住民生活課 保険係 電話：0857-73-1415
鳥取年金事務所（鳥取市扇町176） 電話：0857-27-8311

■ 障害厚生年金・障害共済年金等

被保険者期間、標準報酬月額などにより算出された額が、障害基礎年金に上乗せして支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

【対象】 ・厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になった方
・障害の状態が2級に該当しない軽い程度で法定の障害等級表（3級）の障害の状態にある方

【必要書類等】 担当窓口へお問い合わせください。

※初診日が各種共済組合に加入している間にある方は、自分が加入している、あるいは過去に加入していた共済組合へお問い合わせください。

【注意事項】 障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【窓口】 鳥取年金事務所（鳥取市扇町176） 電話：0857-27-8311

年金事務所への年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください。
予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890（ナビダイヤル）

■ 特別障害者手当

【金額】 月額29,590円（2、5、8、11月に前月までの3か月分を支給）（令和7年度）

※手当額は毎年^の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。^の所得制限があります。

【対象】 重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を要する20歳以上の在宅の方に支給します。

※施設に入所している方、病院等に3か月以上入院している方は対象外です。

【必要書類等】 〇認定請求書 〇医師の診断書 〇所得状況届 〇非課税所得額（障害年金・遺族年金等）を証明する書類 〇住民票 〇戸籍謄本

- 【注意事項】 本人の所得状況及び世帯の課税状況によっては、支給停止となります。年4回、施設入所や入院状況の調べがあります。また、毎年8月に所得状況についての調べがあります。
- 【窓口】 健康福祉課 生活福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 障害児福祉手当

- 【金額】 月額16,100円（2、5、8、11月に前月までの3か月分を支給）（令和7年度）
※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。所得制限があります。
- 【対象】 重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を要する20歳未満の在宅の方に支給します。
※障害を支給事由とする年金を受給されている方、施設に入所している方は対象外です。
- 【必要書類等】 特別障害者手当に準ずる。
- 【注意事項】 特別障害者手当に準ずる。
- 【窓口】 健康福祉課 生活福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 特別児童扶養手当

- 【金額】 1級：月額56,800円 2級：月額37,830円（4、8、11月に前月までの4か月分を支給）（令和7年度）
※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。所得制限があります。
- 【対象】 重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を要する20歳未満の在宅の方に支給します。※児童が施設に入所している場合は対象外です。
- 【必要書類等】 ○認定請求書 ○医師の診断書 ○住民票 ○戸籍謄本 ○振込先口座申出書
○マイナンバー確認書類
- 【注意事項】 毎年8月に所得状況についての調べがあります。
- 【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 児童扶養手当

- 父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健全な成長を願って支給される手当です。
- 【対象】 次の条件に当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母もしくは父、又は母もしくは父にかわってその児童を養育している方（養育者）
※「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。
ただし、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。
- ① 父母が婚姻を解消した児童
② 父または母が死亡した児童
③ 父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童

- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上刑務所に拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻しないで懐胎した児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童

【児童扶養手当の額】（令和7年度）

対象児童数	全部支給（月額）	一部支給（月額）
ひとり（本体額）	46,690円	46,680円～11,010円
2人目の加算額	11,030円	11,020円～5,520円

※対象児童が2人以上の方は1人目（本体額）に2人目以降の加算額を足した額になります。

※手当額は毎年の全国消費者物価指数の変動に応じて改定されます。

※手当を受ける方や児童が公的年金、遺族補償などを受け取ることができる場合は、手当の一部または全部が支給停止されます。

【必要書類等】○認定請求書 ○申請者および児童の戸籍謄本 ○マイナンバー確認書類 ○年金手帳

○手当を振り込む口座の情報が確認できるもの（申請者名義の通帳、キャッシュカードなど） ○その他、申請事由別受給者の状況別に必要な書類

【注意事項】所得制限があります。

手当を受ける方、または配偶者および扶養義務者（同居されている親族など）の前年所得が次の限度額以上ある場合は、その年度（11月から翌年10月まで）の手当の一部または全部が支給停止されます。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の人数	本人		扶養義務者（父母・兄弟姉妹等）、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人目以降	1人増えるごとに380,000円加算	1人増えるごとに380,000円加算	1人増えるごとに380,000円加算
加算額	※老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算 ※特定扶養親族1人につき15万円を加算 ※16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき15万円を加算		老人扶養親族1人につき6万円を加算（扶養親族が老人のみの場合は2人目から）

障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるようになります。

これまで、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給することができませんでした。このたび「児童扶養手当法」が一部改正されたことに伴い、令和3年3月分の手当以降は児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 子ども未来課 子育て支援係 電話：0857-73-1424

■ 心身障害者扶養共済制度および心身障害者扶養共済制度掛金助成

障がい児・者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡または重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい児・者に年金が支給される制度です。世帯の課税状況等に応じて、掛金の一部を助成します。

【金額】 掛金：保護者の加入時の年齢により異なります。

年金額：1口につき月額20,000円（2口まで加入可）

【対象】 加入者：65歳未満で健康な方、障がい児・者：身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方

【必要書類等】 ○ 申込書 ○ 申込者（被保険者）告知書 ○ 掛金減免申請書 ○ 障害者手帳の写し

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

3. 医療に關すること

～医療機関にかかるとき～

■ 自立支援医療の給付

しゅべつ 種別	ないよう 内容	たいしょう 対象	ひつようしよるいどう 必用書類等
更生医療	日常生活能力、生活能力、または職業能力を回復、向上、もしくはは獲得するための手術等の治療によって、確実に効果が期待されるときに給付されます。	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方	○ 申請書 ○ 所得・課税証明書 ○ 更生医療要否意見書 ○ 医療費内訳書 ○ 健康保険証（写し） ○ 身体障害者手帳（写し） ○ 特定疾病療養受給者証（写し） ※ 受領証所有者 ○ 年金支払通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し ※ 障害年金・遺族年金受給者

育成医療	手術等によって確実な治療効果が期待される時に給付されます。	現在、身体に障がいがあるか、または現在にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童	○申請書 ○所得・課税証明書 ○扶養状況申告書 ○自立支援医療（育成医療）申請書 ○健康保険証（写し）
精神通院医療	通院による精神医療を継続的に受ける場合に給付されます。	統合失調症、躁うつ病、高次脳機能障害、アルコール依存症、てんかんなどの精神疾患で、通院による精神医療を継続的に受ける方	○申請書 ○所得・課税証明書 ○自立支援医療費支給認定の申請に係る同意書 ○指定医の診断書 ○健康保険証（写し） ○年金支払通知書・額改定通知書または年金の振り込まれた通帳の写し ※障害年金・遺族年金受給者

【注意事項】・住所、氏名、健康保険証、指定医療機関を変更する場合には届出が必要です。

・更新する場合も当初と同様の手続きが必要です。

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 特別医療費助成制度（重度心身障がい者区分）

重度心身障がい者が医療を受けたときの自己負担分を県と町が助成します。

- 【対象】・身体障害者手帳（1、2級）をお持ちの方
・療育手帳（A判定）をお持ちの方（療育手帳B判定でも身体障害者手帳3、4級をお持ちの方は該当となることがあります。）
・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方

【必要書類等】○障害者手帳 ○所得・課税証明書 ○健康保険証

【注意事項】医療機関などの受診の際は、健康保険証と特別医療費受給資格者証を窓口で提示してください。本人の所得および世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

【窓口】岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話：0857-73-1415

■ 特定医療助成制度（指定難病）

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、「指定難病」の認定を受けた場合、治療等にかかる医療費の助成を受けることができます。難病のうち、国が定めた基準に該当する338疾病（令和3年11月1日施行時点）が医療費助成の対象となります。ただし、病状が国の定める基準を満たしていないときは認定されません。

新規申請の際は、鳥取県ホームページにて「手続きのご案内」を事前にご確認ください。

なお、申請が認定となった場合に、医療費助成が適用される期間は申請を受け付けた日からとなります。指定難病の診断を受けられた場合には、お早めにお手続きください。

【窓口】鳥取市保健所 保健医療課（鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎）

■ 後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方は、本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することが出来ます。

- 【対象】 ・ 障害年金（1、2級）を受けている方
・ 身体障害者手帳（1～3級）をお持ちの方、身体障害者手帳（4級）をお持ちの方で音声機能等の障害、下肢機能障害の一部の方
・ 療育手帳（A判定）をお持ちの方
・ 精神障害者保健福祉手帳（1、2級）をお持ちの方

【必要書類等】 ○ 障害者手帳 ○ 障がいの状態を明らかにするための国民年金等の証書
○ 健康保険証

【注意事項】 後期高齢者医療の保険料、自己負担額などは、担当課にお問い合わせください。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話：0857-73-1415

～医療機関にかかったあと～

■ 心身障がい者医療費助成制度

医療機関および薬局で支払った医療費の一部を助成する制度です。

医療機関において支払われた医療費が、通院・入院は1,200円/日を超えた額を、院外薬局は全額助成します。

- 【対象】 身体障害3、4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2、3級をお持ちの方
※本人または、扶養義務者に所得税がかかっていない。

【必要書類等】 ○ 申請書 ○ 医療保険証 ○ 障害者手帳

- 【注意事項】 ・ 手帳が交付された翌月から対象になります。
・ 医療費助成の請求には、①医療費領収書②医療保険証③受給者証が必要です。

【窓口】 岩美町役場 本庁舎 住民生活課 保険係 電話：0857-73-1415

4. 障害者総合支援法による障害福祉サービスに關すること

障がいのある方たちのための障害福祉サービスは、「障害者総合支援法」に基づいて提供されます。

障害福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

岩美町では、障がいのある方やその保護者からサービス利用の相談を受け、様々な専門の職員と協力しながら、その方にふさわしい支援を行います。

■ サービス利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、岩美町健康福祉課（地域福祉係）（以下、町）への申請が必要です。必要なサービスを正しく利用できるように、町や相談支援事業所が支援します。

①相談 まずは、町に相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は町に申請します。

②申請 申請書を町に提出します。申請のときに必要となる書類など、詳しいことは町にお問い合わせください。

③調査 町の職員が、サービスの利用を希望する本人の家族に対して、障がいや生活などの状況をお聞きします。

④審査・判定 ③の結果をもとに全国一律の判定（一次判定）が行われます。その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分※」が決定します。ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が不要なものもあります。

⑤サービス等利用計画書の作成依頼 相談支援事業所にサービス等利用計画書の作成を依頼します。相談支援事業所の専門の職員が、サービスの利用を希望する方の意見や状況に合わせた利用計画書を作成します。

⑥支給決定 ④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画書をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑦サービス等利用計画の作成 ⑥支給決定が行われた後、計画相談支援事業所は、サービス担当者会議を開いて、障害福祉サービス事業所などと連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

⑧事業所との利用契約 障害福祉サービス事業所を選んで利用契約をします。

⑨サービスの利用開始 「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画に沿ったサービスを利用します。

⑩モニタリング 一定期間ごとにサービス利用状況を振り返り、利用の状況に応じたサービス利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

※障害支援区分：障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

■ サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは町が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。月ごとにかかる利用者負担額には、世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量に関わらず、上限額以上の負担はありません。

● 障がいのある方の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は除く	9,300円

いっばん 一般 2	じょうき いがい 上 記以外	37,200円 ^{えん}
--------------	-------------------	-----------------------

※ 入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者は、住民税課税世帯の場合「一般 2」になります。

● 障がいのある児童の利用者負担

区 分	世帯の収入状況	上限額（月額）
せいかつ ほご 生活保護	せいかつ ほご じゆきゆう せたい 生活保護受給世帯	0円 ^{えん}
ていしよとく 低所得	じゅうみんぜい ひ か ぜい せたい 住民税非課税世帯	0円 ^{えん}
いっばん 一般 1	じゅうみんぜい か ぜい せたい 住民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円 ^{えん}
	つうしよし せつ 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 にゅうしよし せつり しょうしや 入所施設利用者	9,300円 ^{えん}
いっばん 一般 2	じょうき いがい 上記以外	37,200円 ^{えん}

所得を判断するときの世帯の範囲

18歳以上の方（施設に入所する18、19歳を除く）…本人とその配偶者

18歳未満の方（施設に入所する18、19歳を含む）…保護者の属する住民基本台帳での世帯

■ 利用できるサービスの種類

訪問系サービス

● 自宅での暮らしを支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
きょたくかい ご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく にゅうよく はい 自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに付き添いもします。	かい ご きゅう ふ 介護給付
じゅうど ほうもんかい ご 重度訪問介護	おも しょう 重い障がいがあり、常に、介護が必要な方に、自宅での入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。	
じゅうど しょうがいしやとうほうかつ し 重度障害者等包括支援	かい ご ひつようせい たか かた きょたくかい ご 介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを組み合わせる支援をします。	

● 外出を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
どうこうえん ご 同行援護	しかくしょう 視覚障がいがあり、一人での移動が難しい方に、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。	かい ご きゅう ふ 介護給付
こうどうえん ご 行動援護	ちてきしょう せいしんしょう 知的障がいや精神障がいがあり、一人での行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや外出するときの移動の支援をします。	

●介護する家族などを支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが病気になることや、心身の休 息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもら い、食事や入浴の支援をします。	介護給付

日中活動系サービス

●昼間の活動を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
生活介護 (デイサービス)	常に介護が必要な方に、施設での入浴、排せつ、食事などの手 助けをします。また、レクリエーション活動も行います。 18歳未満の方は、児童福祉法に基づく施設給付の対象になりま す。	介護給付
療養介護	病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な方に機能 訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。 医療機関に入院して行うこともできます。 18歳未満の方は、児童福祉法に基づく施設給付の対象になりま す。	

●自立や就労を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体 機能や生活能力を向上させるための訓練をします。	訓練等給付
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要とな る知識や能力を向上させるための訓練をします。	
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働 く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための 訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB 型があります。	
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境 変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への 訪問、来所により必要な支援をします。	
就労選択支援	障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択がで きるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、 就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	

居住系サービス

●住まいの場で生活を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。	訓練等給付
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある方が一人暮らしを始めた時に、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。	訓練等給付

■利用できるサービスの種類（児童福祉法）

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

●子どもの発達や自立を支援するために

サービス名	サービスの内容	給付の種類
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児 通所支援
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。	障害児 入所支援
福祉型・医療型 障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。障がいのある児童の入所サービスについては、鳥取県福祉相談センターが窓口になります。	

■ 地域生活支援事業

町や県が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。

事業名		事業内容
相談支援事業		障害のある方や児童、その保護者などの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障害がいたまたは精神障害がいたのある方の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業		聴覚障害が、視覚障害がまたは失語症等があり意思疎通に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。
日常生活用具給付等事業		日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業		手話で日常会話を行うために必要な表現技術などを習得した方を養成し、聴覚障害がいたのある方を支援します。
移動支援事業		屋外で移動が難しい方の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動を支援します。
地域活動支援センター		レクリエーション活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障害がいたのある方を支援します。
その他の事業	訪問入浴サービス	訪問により居宅での入浴サービスを提供します。
	日中一時支援	障害のある方の日中における活動の場を確保し、日ごろ介護にあっている家族の休息を支援します。

※利用者負担はサービスによって異なります。詳しくは健康福祉課にお問い合わせください。

■ 日常生活用具給付等事業

日常生活がより円滑に行われるための用具の給付や貸与を行います。

【対象】 身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活用具購入・貸与の費用の支給が必要だと認められる方

【必要書類等】 ○申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳

○その他、申請者の障害がいた状態別に必要な書類

- 【注意事項】
- ・所得に応じた自己負担の上限があります。
 - ・種目ごとに障害がいたの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。
 - ・住宅改修を伴う場合は、着工前に申請が必要です。
 - ・労働者災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。
 - ・同一種目の再購入の場合は、原則として耐用年数の経過が必要です。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

○種目と対象者等
介護・訓練支援用具

種目	障がいおよび程度	性能等	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
特殊マット	児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度又は最重度知的障がい児・者として判定された者及び下肢又は体幹機能障害2級以上（原則としてそれぞれ3歳以上の者）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能（マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの）を有するもの。	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を有する者で原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介護を要する者（原則として3歳以上の者）	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に介助を要する者（原則として学齢児以上の者）	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則3歳以上の者	介護者が障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練いす（障がい児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年
訓練用ベッド（障がい児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年

自立生活支援用具

種目	障がいおよび程度	性能等	耐用年数
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年

べんき 便器	かした たいかん きのうしょうがい きゅうい じょう 下肢又は体幹機能障害2級以上 で、原則として学齢児以上の者	しょう じ しゃ ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るもの (手すりを付けることができる) ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
てーじ じょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ	へいこう きのうまた か し たいかん きの 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	しゅたい もくざい じゅうぶん きょうど ゆう 主体：木材（十分な強度を有するもの） 外装：ニス塗装 付属品：夜光材 しゅたい けいきんぞく 主体：軽金属 がいそう とそう 外装：塗装なし ふぞくひん やこうざい 付属品：夜光材	3年
いどう いじょうし えんよう 移動・移乗支援用具	へいこう きのうまた か し たいかん きの 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動において介助を要する者（原則として3歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児・者の身体機能の状態で十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
どうぶ ほごぼう 頭部保護帽	へいこう きのうまた か し たいかん きの 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児（者）・精神障がい者	てんとう しょうげき どうぶ ほご 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A スポンジ、革を主材料に製作。 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作。	3年
とくしゅべんき 特殊便器	じょうし しょうがい きゅうい じょうまた じどうそう 上肢障害2級以上又は児童相談所・知的障がい者更生相談所で重度又は最重度の知的障がい児・者と判定された者で、原則として学齢児以上の者	あしふみ おんすいおんぶう だう 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
かさいけいほうき 火災警報器	しょう しのべつ かか かさいはつ 障がいの種別に関わらず火災発生者の感知・避難が困難な者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	しつない かさい けおりまた ねつ かんち 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。（ただし、1世帯に2台を限度とする。）	8年
じどうしょうかき 自動消火器		しつないおんど いじょうじょうしょうまた ほのお せつ 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年

でんじちょうりき 電磁調理器	しかくしょうがい きゅうい じょうまた じどうそうだん 視覚障害2級以上又は児童相談 所・知的障害者更生相談所におい て重度又は最重度知的障がい 児・者と判定された者で18歳以上 のもの	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 6年
ほこうじかんえんちようしん 歩行時間延長信 号機用小型送信機	しかくしょうがいしや きゅうい じょう げんそく 視覚障害者2級以上で原則とし て学齢児以上の者	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 10年
ちようかくしやう しやよう 聴覚障がい者用 屋内信号装置	ちようかくしやうがい きゅうい じょう がくれい じ い 聴覚障害2級以上で学齢児以 上の者	おと せいおんどう しかく しょうかくとう ち 音、声音等を視覚、触覚等により知 覚できるもの。	ねん 10年

ざいたくりようとう し えんよう ぐ
在宅療養等支援用具

しゅもく 種目	しょう 障がいおよび程度	せいとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
とうせきえき か おん き 透析液加温器	じんぞうき のしょうがい きゅうい じょう じ これん 腎臓機能障害3級以上で、自己連 続携帯式腹膜灌流法（CAPD） による透析療法を行う者（原則 として3歳以上）	とうせきえき か おん いっていおん ど たも 透析液を加温し、一定温度に保つも の。	ねん 5年
ネブライザー（吸 入器）	こきゅうき のしょうがい きゅうい じょうまた 呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の障がい児・者であって、 必要と認められる者	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 5年
でんきしきたんきゅういんき 電気式痰吸引器	こきゅうき のしょうがい きゅうい じょうまた 呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の障がい児・者であって、 必要と認められる者	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 5年
さんそ うばんしや 酸素ボンベ運搬車	いりよう ほけん ざいたくさん そりようほう 医療保険における在宅酸素療法 を行う者	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 10年
もうじんようたいおんけい おん 盲人用体温計（音 声式）	しかくしょうがい きゅうい じょう しょう じや 視覚障害2級以上で障がい者 のみの世帯又はこれに準ずる世 帯	しょう じ しや ようい しょう う 障がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 5年
もうじんようたいじゅうけい 盲人用体重計	たい 帯		ねん 5年
どうみやくけつちゅうさん そほう 動脈血中酸素飽 和度測定器（パル スオキシメータ ー）	こきゅうき のしょうがいまた しんぞうき のう 呼吸器機能障害又は心臓機能 しょうがい きゅうい じょうまた なんびようかんじやとう 障害3級以上又は難病患者等 で医師の意見書により人工呼吸 器の装着が必要と認められる者	こきゅうじょうたい けいぞくてき 呼吸状態を継続的にモニタリング することが可能な機能を有し、難病 患者等が容易に使用できるもの。	ねん 5年
じんこう こきゅうき ようとう 人工呼吸器用等 自家発電機又は外 部バッテリー	しんたいしょう じ しやまた なんびようかんじや 身体障がい児・者又は難病患者 で、在宅で人工呼吸器等を装着 している者	たいしょうしやまた かいじょしや ようい しょう 対象者又は介助者が容易に使用し 得るもの（充電器及びインバータを 含む。）給付は、自家発電機又は外 部バッテリーのいずれか1種目とす る。	ねん 5年

しゅもく 種目	しょう 障がいおよび程度 ていど	せいとう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
けいたいようかい わ ほ じょうそう 携帯用会話補助装 ち 置	おんせいげん ご き のうしょうがいまた したいふ じ 音声言語機能 障 害又は 肢体不自 ゆう じ しゃ はっせい はつ ご いちじる 由児・者であって発生発語に 著 しい しょう がいを有する者（原則とし て学齢児以上 の者）	けいたいしき こと ば おんせいまた ぶんしょう へん 携帯式で、言葉を音声又は文 章 に変 かん き のう ゆう しょう じ しゃ 換する機能を有し、障 がい児・者が よう い しょう う 容易に使用し得るもの。	ねん 5 年
じょうほう つうしん し えんよう 情報・通信支援用 ぐ 具	じょうし き のうしょうがいまた し かくしょうがい 上 肢機能 障 害又は視覚 障 害	しゅうへん き き パソコン 周 辺機器やアプリケーシ ョンソフト。	ひとり 1 人につき かいかが 1 回限り
てん じ 点字ディスプレイ	し かくしょうがいおよび 視覚 障 害 2 級 以 じょう ちょうかくしょうがい きゅう い じょう 上 かつ聴覚 障 害 2 級 以上 で、 ひつよう みと もの 必要と認められる者	も じ どう 文字等のコンピューターの画面 情 ほう てん じ どう しめ 報を点字等により示すことのできる もの。	ねん 6 年
てん じ き 点字器	し かくしょうがい 視覚 障 害	ひょうじゅんがた 標準型 ぎょう りょうめんしよしんちゅういたせい A 32 マス 18 行、両 面書真 鍮 板製 ぎょう りょうめんしよ B 32 マス 18 行、両 面書プラスチ ック製（点筆を含む）	ねん 7 年
てん じ 点字タイプライタ ー	し かくしょうがい きゅう い じょう ほんにん しゅうろう 視覚 障 害 2 級 以上（本人が就 労 しゅうがく また しゅう もしくは就学しているか又は就 ろう み こ もの かぎ 労が見込まれる者に限る）	しょう じ しゃ よう い しょう う 障 がい児・者が容易に使用し得るも の。	ねん 5 年
し かくしょう しゃよう 視覚 障 がい者用 ポータブルレコー ダー	し かくしょうがい きゅう い じょう げんそく 視覚 障 害 2 級 以上 で原則として がくれい じ い じょう もの 学齢児以上 の者	おんせいとう そう さ ち かくまた 音声等により操作ボタンが知覚又は にんしき てい じーほうしき ろく 認識でき、かつ、DAISY方式による録 おんなら どうがいほうしき きろく 音並びに当該方式により記録された としよ さいせい か のう せいひん 図書の再生が可能な製品であって、 し かくしょう しゃ よう い しょう う 視覚 障 がい者が容易に使用し得る もの。	ねん 6 年
し かくしょう しゃよう 視覚 障 がい者用 かつ じ ぶんしよよみ あ そう 活字文書読上げ装 ち 置	し かくしょうがい きゅう い じょう げんそく 視覚 障 害 2 級 以上 で、原則とし がくれい じ い じょう もの て学齢児以上 の者	も じ じょうほう どういつ し めんじょう きさい 文字情報と同一紙面上 に記載され とうがい も じ じょうほう あんごう か じょうほう た当該文字 情報を暗号化した 情報 よ おんせいしんごう へんかん しゅつ を読みとり、音声信号に変換して 出 りよく き のう ゆう 力 する機能を有するもので、視覚 しょうがい しゃ よう い しょう う 障 害がい・者が容易に使用し得るも の。	ねん 6 年

しかくしょう 視覚障がい者用 かくだいどくしよき 拡大読書器	しかくしょう じ しゃ ほんそう ち 視覚障がい児・者であって本装置 により もじとう よ かのう により文字等を読むことが可能に なるもの げんそく が ぐれい じ い なるもので原則として学齢児以 じょう もの 上の者	が ぞう に ゆり よく そう ち よ 画像入力装置を読みたいもの（印 さつぶつとう うえ お 刷物等）の上に置くことで、簡単に かくだい が ぞう もじ とう 拡大された画像（文字等）をモニタ うっ だ ーに映し出せるもの。	8年
もうじんよう と けい 盲人用時計	しかくしょう がい きゅう い じょう 視覚障害2級以上。なお、音声時 けい て ゆび しよつかく しよ 計は手指の触覚に障がいがある とう しよくだくしき と けい しよ が こん 等のため触読式時計の使用が困 なん もの げんそく 難な者を原則とする。	しかくしょう しゃ よう い しよ 視覚障がい者が容易に使用できる もの。	10年
ちようかくしょう しゃ よう 聴覚障がい者用 つうしんそう ち 通信装置	ちようかくしょう また はっせい はつ ご 聴覚障がい又は発声・発語に いちじる しよ ゆう もの 著しい障がいを有する者であ って きんきゆうれん ってコミュニケーション、緊急連 らくとう しゅだん ひつよう みと 絡等の手段として必要と認められ るもの げんそく が ぐれい じ い じょう る者（原則として学齢児以上の もの）	いっばん でん わ せつぞく 一般の電話に接続することができ、 おんせい か もじ とう つうしん 音声の代わりに、文字等により通信 かのう き き しよ が い しゃ よう が可能な機器であり、障がい者が容 い しよ 易に使用できるもの。	5年
ちようかくしょう しゃ よう 聴覚障がい者用 じようほうじゅしんそう ち 情報受信装置	ちようかくしょう じ しゃ ほんそう 聴覚障がい児・者であって、本装 ち しよ ちよう かのう 置によりテレビの視聴が可能に なるもの なる者	じ まく お よ しゅ わ つう やく つき ちようかくしょう 字幕及び手話通訳付の聴覚障がい しよ よう ばんぐみ なら ばんぐみ じ まく お よ 者用番組並びにテレビ番組に字幕及 しゅ わ つう やく えい ぞう ごうせい び手話通訳の映像を合成したもの。	6年
じんこうこうとう 人工喉頭	こうとうで きしゅつ つしや 喉頭摘出者	ふえしき 笛式 こ き どう まく しんどう 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール 等 の 管 を 通 じて おんげん こうくう ビニール等の管を通じて音源を口腔 ない みちび こうおん か 内に導き構音化するもの。 ふ ぞく ひん き かん 付属品：気管カニューレ	4年
		でんどうしき 電動式 あご か ぶ どう でんどう いた く どう 顎下部等にあてた電動板を駆動さ せ けい ひ てき おんげん こうくう ない みちび こう せ、経皮的に音源を口腔内に導き構 おん か 音化するもの。 ふ ぞく ひん でん ち じゅう でん き 付属品：電池、充電器	5年
てん じ と しよ 点字図書	おも じようほう に ゆうしゅ てん じ 主に、情報の入手を点字によっ し しかくしょう しゃ ている視覚障がい者	てん じ さくせい と しよ 点字により作成された図書。	—
ふく し でん わ たい よ 福祉電話（貸与）	ちようかくしょう また がい しゅつ こん なん しん 聴覚障がい又は外出困難な身 たい しよ げんそく きゅう い 体障がい者（原則として2級以 じょう 上）であって、コミュニケーション きんきゆうれん らく とう しゅだん ひつよう ン、緊急連絡等の手段として必用 がある みと もの お よ があると認められる者及びファッ く ひ たい よ しゃ しよ が い しゃ の み の せ クス被貸与者（障がい者のみの世 たい お よ じゅん せ たい 帯及びこれに準ずる世帯）	しよ が い しゃ よう い しよ う う 障がい者が容易に使用し得るもの。	—

ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、電話では意志疎通困難な者（障がい者のみ）の世帯又はこれに準ずる世帯	障がい者が容易に使用し得るもの。	—
人工内耳用充電器	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着している者	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	5年
人工内耳用充電池	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着している者	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	1年
人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）	聴覚障がいにより人工内耳埋込手術を受け、5年以上経過している者	医療保険の対象とならないもの。	5年
人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着している者	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	3年
人工内耳用イヤーマールド	聴覚障がい者であって、人工内耳を装着している者	人工内耳装用者が容易に使用し得るもの。	—

排泄管理支援用具

種目	障がいおよび程度	性能等	耐用年数
ストーマ装具	ストーマ造設者（医師の判断による書面をもって証明された者を含む）	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放性の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 付属品：皮膚保護剤等各種用品（袋を体に密着させるもの等）	—
		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。 付属品：皮膚保護剤等各種用品（袋を体に密着させるもの等）	

かみ どう 紙おむつ等	さい い じょう つぎ 3歳以上であって、次のいずれかに がい どう い し はんだん しょうめん 該当すると医師の判断による書面を しょうめい もの もって証明された者。 ア ちりょう けいかい み こ 治療によって軽快の見込みの ないストーマ しゅうへん ひ ふ いちじる 周囲の皮膚の著し いびらん、ストーマ変形のためスト ーマを装着 することができない者 イ せんてんせいしっかん せんてんせい さ こう のぞ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く） き いん しんけいしょう に起因する神経障がいによる 高度 はいべんまた はいにょう き のうしょう しゃ の排便又は排尿機能障がい者	かみ 紙おむつ サラシ、ガーゼ、だっし めん せんちようそうぐ 脱脂綿、洗腸装具、 にょう と か 尿取りパットも可。	—
かみ どう 紙おむつ等	ウ せんてんせい さ こう たい こうもんけいせい 先天性鎖肛 に対する肛門形成 じゅつ しょうちようこうもんふんごうじゅつ き いん 術、小腸肛門吻合術に起因する こう ど はいべん き のうしょうがい もの 高度の排便機能障害のある者 エ のうせい ま ひ どうのうげんせいうどう き のうしょう 脳性麻痺等脳原性運動機能障 がい はいにょうまた はいべん い し ひょう いにより、排尿 又は排便の意思表 じ こんなん もの 示が困難な者 オ げんいん しつぺい はっせい じ き 原因となる疾病の発生時期が 6 さい み まん もの たいかん き のうしょう 歳未満の者であって、体幹機能障 がい ゆう はいにょうまた はいべん い し いを有し、かつ排尿 又は排便の意思 ひょう じ こんなん もの たいかん き のうしょう 表示が困難な者（体幹機能障 がい てい ど きゅう も きゅうまた じょう の程度が 1 級若しくは 2 級又は上 し か し き のうしょう てい ど 肢・下肢の機能障 がい の程度がとも に 1 級若しくは 2 級のものに限る）		—
しゅうにょう き 収尿器	こう ど はいにょう き のうしょう しゃ 高度の排尿機能障がい者	だんせいよう 男性用 さいにょう き ちくにょうぶくろ こうせい にょう 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の ぎゃくりゅうぼう し そうち つ 逆流防止装置を付けるものとす る。ラテックス製又はゴム製。 A ふ つうがた 普通型 B かん い がた 簡易型 じょせいよう 女性用 A ふ つうがた 普通型 たいきゅうせい せいさいにょうぶくろ ゆう 耐久性ゴム製採尿袋を有するも の。 B かん い がた 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴ ム管付。（採尿袋 20 枚を 1 組とす る）	いちねん 1 年

じゅうたくかいしゅう ひ
住 宅 改 修 費

しゅもく 種 目	しょう 障 がいおよび程度	せいのおう 性能等	たいようねんすう 耐用年数
きょたくせいかつどうさ ほ 住宅生活動作補 じょうぐ 助 用 具	か し たいかん き のうしょう また にゅうようじ き い ぜん 下肢、体幹機能 障 がい又は 乳 幼児期以前 ひ しんこうせい のうびょうへん うんどうき のうしょう の非進行性の脳 病 変による運動機能 障 がい (移動機能 障 害に限る。)を有する学 れいじ いじょう しょう しゃ きゅう 齢児以上の 障 がい児・者であって 3級 いじょう もの とくしゅべんき と か 以上の者。(特殊便器への取り替えをする ばあい じょうししょうがい きゅういじょう もの 場合は、上肢障 害2級以上の者)	しょう じ しゃ いどうとう えんかつ 障 がい児・者の移動等を円滑 にする用具で設置に 小 規模な じゅうたくかいしゅう ともな 住宅改修を伴うもの。	げんそく かいかが 原則1回限 り

■ ほ しょうぐ こうにゆう しゅうり ひつよう ひよう しきゅう
補装具の購入・修理に必要な費用の支給

補装具 (下肢装具、車椅子、補聴器など) の購入や修理にかかる費用が支給されます。

【対象】 身体障 害者手帳をお持ちの方等で、補装具費の支給が必要だと認められる方

【必要書類等】 ○申請書 ○身体障 害者手帳

【注 意 事 項】 ・ 所得に応じた自己負担の上限があります。

・ 種目ごとに障 がいの種類、程度、年齢、基準額などの制限があります。

・ 労働災害補償保険、医療保険、介護保険、自動車損害賠償責任保険等が優先されます。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係 (岩美すこやかセンター内) 電話：0857-73-1333

● しゅもく たいしょうしゃとう
種目と対象者等

しょう 障 がい	しゅもく 種 目	びこう 備考
し かく 視 覚	もうじんあんぜん 盲人安全つえ	
	ぎ がん 義眼	◎
	め がね 眼鏡	○
ちやうかく 聴 覚	ほ ちやうき 補 聴 器	◎
したいふ じゆう 肢体不自由	ぎ し (ぎ そく、ぎ しゅ 義肢 (義足、義手)	◎
	しょうぐ じやうし か し くつがた たいかん 装具 (上肢・下肢・靴型・体幹)	◎
	ざ い ほ じ しょうち 座位保持装置	◎
	くるまい す でんどうくるまい す 車椅子・電動車椅子	◎
	ほ こう き 歩行器	○
	ほ こう ほ じょ 歩行補助つえ	
(さい み まん 18歳未満のみ)	ざ い ほ じ い す きりつ ほ じ ぐ とうぶ ほ じ ぐ はいべん ほ じょぐ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	○
りやう か し き のうぜんばい げん ご き のうそうしつ 両 下肢機能全廃および言語機能喪失	じゅうど しょうがいしゃようい しでんたつしょうち 重 度 障 害者用意思伝達装置	○

○は申請の際に医師の意見書が必要です。

◎は申請の際に医師の意見書もしくは支給判定にあたり鳥取県福祉相談センターへの来所が必要です。

■ けい ちゅうど なんちやうじ ほ ちやうき どうこうにゆう ひ じよせい
軽・中度難聴児補聴器等購入費助成

聴覚障 害による身体障 害者手帳の交付対象とならない、軽・中度難聴児の補聴器購入等の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。

【対象】 身体障 害者手帳の交付の対象とならない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの

間にある難聴児

【必要書類等】○申請書 ○医師意見書

【注意事項】種目ごとに耳の状態、基準額などの制限があります。

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

5. その他助成・減免・各種割引に関すること

■ タクシー利用助成

自家用車等のない世帯で、公共交通機関の利用が困難な重度障がい者を対象に、岩美町内の医療機関にない診療科への通院にかかるタクシー費用の9割（上限額6,000円）を助成します。

【対象】自家用車を所持していない市町村村民税非課税世帯で、下記のいずれかに該当する世帯員

- (1) 下肢または体幹機能障がい2級以上の方で、岩美町高齢者移送サービスに利用登録がされており、公共交通機関の利用が困難であると認められる方
- (2) 療育手帳Aの所持者で公共交通機関の利用が困難であると認められる方
- (3) その他町長が特に必要と認める方（例：パニック障害）

※施設入所者、「生計同一証明」による自動車税減免に係る障がい者、生活保護受給者の方は対象外となります

【利用範囲】自宅から岩美町内にない診療科までのタクシー利用（往路のみ）

※岩美町内に営業所があるタクシー事業所に限ります

【必要書類等】○申請書 ○日付の入ったタクシーと医療機関の領収書

【利用回数】同一年度に12回（途中で申請された方は、残りの月数）

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 小規模作業所等通所費助成

小規模作業所等の通所に要した費用の一部を助成します。助成額は、3か月定期代の通所日数に対する公共交通機関の規定する運賃（自宅から作業所等までの公共交通機関のそれぞれの最寄りの停留所または駅を基準に算定した料金）の3分の1の半額です。

【対象】自宅から片道2km以上ある障害福祉サービスの事業所に通う方

【必要書類等】○申請書 ○通所日数証明書

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 税金の減免

納税者本人やその配偶者、扶養親族が障がいのある方である場合に、所得税、相続税、贈与税の障がい者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

【必要書類等】担当窓口へお問い合わせください。

【窓口】岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話：0857-73-1413

- **自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免**
 心身に障がい等がある方に係る自動車について、一定の要件に該当する場合は、上限額以内で、自動車・軽自動車税種別割および自動車・軽自動車税環境性能割の減免を受けられます。

【対象】 ・一定程度以上の障がいのある方が運転する場合
 ・一定程度以上の障がいのある方の通院、通学、通所、生業、その他日常生活における移動のため、生計を一にする方等が運転する場合

※生計を一にすることを証明する「生計同一証明書」は福祉事務所が発行します。

【必要書類等】 担当窓口にお問い合わせください。

【注意事項】 ・障がいの種類に応じて、対象となる障がい程度（等級）に制限があります。
 ・減免を受けることができる自動車は障がいのある方1人につき1台までです。
 ・自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は対象外です。

【窓口】 自動車税種別割・自動車税および軽自動車税環境性能割
 東部県税事務所（鳥取市立川町6丁目176） 電話：0857-20-3511
 軽自動車税種別割
 岩美町役場 本庁舎 税務課 課税係 電話：0857-73-1413

- **自動車運転免許取得費助成**
 普通自動車運転免許を取得するのに要した費用（教習所に通うための交通費、照明写真代は除く）について、3分の2以内（上限額：10万円）で助成します。

【対象】 以下の条件を全て満たす方
 ・下肢機能障害の程度が1級もしくは2級である身体障害者手帳の交付を受けている方。
 ・第1種の普通自動車運転免許を取得してから1年を経過しない方
 ・助成を受けようとする運転免許に関し、他の助成を受けてない方
 ・運転免許取得により就職が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方

【必要書類等】 ○申請書 ○障害者手帳 ○運転免許証 ○取得に要した費用の領収書

【注意事項】 助成は1人につき1回限りです。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

- **自動車改造費助成**
 身体障がいのある方が、就職・自営等に必要な自動車を取得する場合に、自動車の改造に必要な費用について3分の2以内（上限額：10万円）で助成します。

【対象】 以下の条件を全て満たす方
 ・上肢、下肢または体幹機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方で、自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造しなければ運転に著しく支障を生じる方
 ・自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造することにより社会活動への参加が認められる場合

【必要書類等】 ○申請書 ○身体障害者手帳 ○見積書および改造予定部分の改造前の写真
 ○運転免許証 ○所得証明書

【注意事項】 ・所得制限があります。

- ・助成は1人につき1車両、同一車両については1回限りです。
- ・改造前に申請が必要です。改造後の申請はお受けできません。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ J R ・智頭急行・若桜鉄道旅客運賃の割引

普通乗車券（単独で乗車される場合は、片道の営業キロが100 kmを超える区間に限ります。）が5割引（片道ずつ）になります。

※若桜鉄道線内ご乗車の場合は利用距離の制限はありません。

※本人が12歳未満の場合に限って、介護者の通勤定期乗車券が5割引になります。

【対象】 ・第1種の身体障害者手帳、療育手帳および写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人および介護者1名）

※定期乗車券（小児定期乗車券は割引対象外です。）、普通回数乗車券、普通急行券の旅客運賃についても割引されます。

・第2種の身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）

【必要書類等】 購入時に障害者手帳を提示してください。

【注意事項】 ・特急券は割引対象外です。

・J R と連絡会社（智頭急行・若桜鉄道）を連続して利用する場合は片道の通算営業キロが100 kmを超えていれば割引対象です。

【窓口】 J R 西日本 <http://www.westjr.co.jp/>
 智頭急行 電話：0858-75-2595 <http://www.chizukyu.co.jp/>
 若桜鉄道 電話：0858-82-0919 <http://www.infosakyu.ne.jp/~wakatetu/>

■ バス料金の割引

乗車料金が5割引になります。（※町営バスについては無料になります）

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方：本人のみ

「バス介護」の表示のある身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方：本人と介護者1名

【必要書類等】 降車時に障害者手帳を提示してください。（高速バスの場合は、乗車券購入時および乗車時にも提示してください。）

【注意事項】 手帳の種別によって対象とならないものもあります。詳しくは各会社へお問い合わせください。

※日交バスの乗車料金については別途助成がありますので、詳しくは企画財政課へお問い合わせください。

【窓口】 町営バス 岩美町役場 本庁舎 企画財政課 電話：0857-73-1412
 日本交通 電話：0857-23-1122 <http://www.nihonkotsu.co.jp/>

■ 航空運賃の割引

本人および介護者1名の大人普通運賃の約25%～37%が割引になります。

【対象】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

【必要書類等】航空券の購入、搭乗手続きの際に障害者手帳を提示、または手帳情報について登録済

みの航空会社のカードを提示する必要があります。

【注意事項】・航空会社により割引率が異なります。

・小児運賃の設定はありません。

・他の割引運賃との重複利用はできません。

・割引は国内定期航空路線に限ります。

※詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

【窓口】県内国内線 A N A 国内線予約・案内センター 電話：0570-029-222

■ 有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合に、通行料金が約5割引になります。

【対象】本人が運転する場合：身体障害者手帳をお持ちの方

介護者が運転する場合：身体障害者手帳（第1種）、療育手帳（A判定）をお持ちの方

【必要書類等】○申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○自動車検査証（写し）

○運転免許証（写し）

【ETCを利用する場合】※本人運転のみ

○ETCカード（障がい者本人名義のもの）○ETC車載器セットアップ証明書（写し）

【注意事項】・営業用の自動車、トラック類は対象となりません。

・割引には有効期限があります。有効期限を過ぎると、割引を受けられなくなります。有効

期限の2か月前から更新手続きが可能です。

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ NHK放送受信料の減免

放送受信料の全額または半額が免除されます。

【対象】全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構

成員で、世帯全員が町民税非課税の場合

半額免除

以下のいずれかに該当の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合

・身体障害者手帳（障がいの種類が視覚障害または聴覚障害）

・身体障害者手帳（1・2級）

・療育手帳（A判定）

・精神障害者保健福祉手帳（1級）

【必要書類等】○申請書 ○障害者手帳（写し） ○印鑑

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 携帯電話基本料金の割引

月々の基本料金の割引が受けられます。さらに、会社によっては通話料や各種サービス、契約事務手数料などが割引になることがあります。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別医療費受給者証のいずれ

かをお持ちの方

【必要書類等】 各携帯電話会社へお問い合わせください。

【注意事項】 割引は利用者一人につき、1回線に限ります。

【窓口】

docomo	総合案内	電話：0120-800-000
au	総合案内	電話：0077-7-111
Softbank	総合案内	電話：0800-919-0157

6. その他の支援に関すること

■ ハートフル駐車場利用証の交付

歩行が困難な方が「ハートフル駐車場利用証」を車に掲示することで、ハートフル駐車場を優先して利用できます。県外でも利用できます。

【対象】 ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、高齢・難病等により歩行が困難な方

・けが、妊娠等により一時的に歩行が困難な方

・発達障害等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方

【必要書類等】 ○申請書 ○確認書類（障害者手帳、介護被保険者証、母子健康保険手帳、医師の診断書等）

【注意事項】 ・本人以外の方の申請の場合、代理人の方の身分証明証が必要です。

・利用証には有効期限があります。引き続き利用の必要がある場合は更新の手続きをしてください。

・障がいの状態に該当しなくなった場合、死亡された場合等、利用証が不要となった場合は返却してください。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわかりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。ご希望の方にストラップ、バッジのどちらかを1個無償で配布します。

【注意事項】 配布の際、「援助や配慮を必要とする状態」（障がい等の種別）についてお尋ねします。

【窓口】 健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 緊急通報装置の設置

急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置します。

【対象】 ・おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、もしくはこれに準ずると町長が認めた方を抱える高齢者世帯等

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

【必要書類等】 ○申請書 ○障害者手帳（写し）

【注意事項】・近隣の方2名以上の協力が必要です。

・固定電話が設置されている必要があります。

・電池代、電話代は利用者負担です。

【窓口】健康福祉課 介護保険係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1322

■ 避難行動要支援者登録

災害が発生した時に、自力で避難が難しい高齢者や障がいのある方（「避難行動要支援者」といいます。）などが、災害時の避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みを地域の方とともに作ります。

【対象】・身体障害者手帳（1、2級）をお持ちの方

・療育手帳（A判定）をお持ちの方

・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方

・介護保険（要介護区分3～5）の認定を受けている方

・これらに準ずる状態にある難病患者

・その他災害時に地域の支援が必要な方

【必要書類等】○申請書 ○障害者手帳等（写し）※所持者に限る

【注意事項】・緊急時の連絡先の登録（2名）が必要です。

・施設に入所されている方、入院されている方は対象になりません。

【窓口】岩美町役場 本庁舎 総務課 地域防災係 電話：0857-73-1411

■ メール119番通報・消防FAX119番通報・Net119緊急通報システム

携帯電話やパソコンのメール、FAX、スマートフォン等のアプリから「火災」や「救急」の緊急通報を受け付けます。※鳥取県東部消防局管内に限ります。

【対象】鳥取県東部地域にお住まいの方、または通勤・通学している方で、会話（音声）による意思の伝達が困難な方 ※原則として身体障害者手帳をお持ちの方

【必要書類等】【メール119番】

事前の登録が必要です。メール119番通報申込書を健康福祉課へ提出してください。

消防局の登録完了後、指定センター（119@tottori-119.jp）から登録完了メールが送信されます。

【FAX119番】

事前の登録は不要です。専用の通報用紙（消防FAX119番）に記入してFAXしてください。

送信先FAXは局番なしの119番です。

【Net119】

・GPS機能を持ち、インターネットに接続可能な携帯電話、スマートフォン、タブレットをお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方が対象です。

・事前登録が必要です。岩美町専用QRコードを読み取るまたは空メールを送信し、登録用URLから申請を行います。申請内容については健康福祉課が確認します。その後IDとパスワードがメールで届きます。

【窓口】申込先：健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

問い合わせ：鳥取県東部広域行政管理組合 電話：0857-23-0119 FAX：0857-26-9406

■ 高齢者ファミリー・サポート・システム事業

高齢の方や障がいのある方にご自宅で充実した生活を送っていただけるよう、地域の方々の自発的な参加と協力によりサービスを提供します。

【対象】 ・ 町内に居住し、在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者等とその家族

【注意事項】 ・ サービスを利用するには「依頼会員登録」が必要です。

・ 支援活動の詳細

支援内容	掃除・洗濯・買い物・話し相手・草取り・雪かき等
支援時間	午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）
利用料	1時間当たり500円（交通費および材料費は別途）

【窓口】 岩美町社会福祉協議会 電話：0857-72-2500

■ 生活福祉資金貸付

福祉資金の貸付と必要な相談支援を行います。

【対象】 ・ 低所得者世帯…前年所得の12分の1が生活保護費の2倍未満の世帯

・ 障がい者世帯…障がいのある方が属する世帯

【貸付内容】 福祉資金（障がいのある方の福祉機器購入代金、自動車購入費、バリアフリー改修費等）、緊急小口資金（医療費の支払いなど一時的に生計維持が困難になったとき）

【窓口】 岩美町社会福祉協議会 電話：0857-72-2500

■ 日常生活自立支援事業

住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

【対象】 認知症や知的障がい・精神障がいのある方等で、判断能力が十分ではない方、日常生活に不安のある方

【支援内容】 【福祉サービスの利用援助】

福祉サービスを上手に利用していただくために、情報提供や利用手続きをお手伝いします。

【日常的金銭管理サービス】

生活費の払い戻し、公共料金の支払いや年金の受け取りなど日常的なお金の管理をお手伝いします。

【書類等預かりサービス】

通帳、印鑑、証書など大切な書類をお預かりします。

【利用料金】 ・ 1時間以内：1,200円（以降30分ごとに600円）

・ 書類等の預かりサービス：月額200円

【窓口】 岩美町社会福祉協議会 電話：0857-72-2500

■ 障がい福祉に関する主な相談窓口

施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号
岩美町役場 健康福祉課地域福祉係	岩美町浦富 1029-2 岩美すこやかセンター内	(0857) 73-1333	(0857) 73-1344

< 基幹相談支援センター >

障がいや病気のある方からの相談に応じて、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号
相談支援センターはるひな	とっとりし ひがしまぎ いけ 鳥取市東 今在家73-6	(0857) 68-1632	(0857) 68-4055

< 相談支援事業所 >

障がい福祉に関する一般相談をお受けします。

施設の名称	所在地	電話番号	FAX番号
相談支援センター サマーハウス	とっとりし ゆどころちょう ちょうめ 鳥取市湯所 町1丁目131番地	(0857) 36-1151	(0857) 36-1152

< 障がい者相談員 >

身体障がいのある方や知的障がいのある方の日常の相談などに応じるために身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を町が委嘱しています。奇数月に1回、岩美すこやかセンター内で相談会を開催しています。（詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。）

【窓口】健康福祉課 地域福祉係（岩美すこやかセンター内） 電話：0857-73-1333

■ 町内の障害福祉サービス事業所

	事業区分	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
訪問系	居宅介護 重度訪問介護	しゃかいふくし ほうじん 社会福祉法人 いわみ ちょうしゃかいふくし きょうぎ 岩美町 社会福祉協議	いわみ ちょううらどめ ばんち 岩美町 浦富645番地	(0857) 72-2500	(0857) 72-3811
日中活動系	就労継続支援 B型	からふる	いわみ ちょううらどめ ばんち 岩美町 浦富1418番地2	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314
	児童発達支援 放課後等デイ サービス 生活介護	えぬびーおーほうじん NPO法人 きなんせこども館	いわみ ちょううらどめ ばんち 岩美町 浦富2475番地33	(0857) 72-3313	(0857) 72-3314
	就労継続支援 B型	いわみ 岩美かたつむり工房	いわみ ちょうに い ばんち 岩美町 新井269番地	(0857) 72-0200	(0857) 72-0200
	就労継続支援 B型	おあしす	いわみ ちょううらどめ ばんち 岩美町 浦富1048番地8	(0857) 77-3681	—
	放課後等デイ サービス	りぼん	いわみちょう う じ ばんち 岩美町宇治705番地	(0857) 33-0313	—